

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第一一一号）（抄）

（給付基礎日額の特例）

第九条 法第八条第二項（注）の規定による給付基礎日額の算定は、所轄労働基準監督署長が、次の各号に定めるところによつて行う。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第一項及び第二項に規定する期間中に業務外の事由による負傷又は疾病の療養のために休業した労働者の同条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）に相当する額が、当該休業した期間を同条第三項第一号に規定する期間とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定する「」とした場合における平均賃金に相当する額とする。

二 じん肺にかかつたことにより保険給付を受けることとなつた労働者の平均賃金に相当する額が、じん肺にかかつたため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定する「」とした場合における平均賃金に相当する額とする。

三 前二号に定めるほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする。

四 平均賃金に相当する額又は前三号に定めるところによつて算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が四千百八十円（当該額が次項及び第三項の規定により変更されたときは、当該変更された額。以下「自動変更対象額」という。）に満たない場合には、自動変更対象額とする。ただし、次のイからニまでに掲げる場合においては、それぞれイからニまでに定める額とする。

イ 二 （略）  
2～4 （略）

（注）「労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、前項の規定にかかるらず、厚生労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。」

「1年を通じて船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金の額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする」ことを追加。

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十一号）（抄）

第四十六条の十七 法第三十三条第三号（注）の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- 二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 三 渔船による水産動植物の採捕の事業
- 四 林業の事業
- 五 医薬品の配置販売の事業
- 六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

（注）厚生労働省令で定める事業を、労働者を使用しないで行うことを常態とする者は特別加入することができる。

特別加入（一人親方）の対象に「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を追加。

第四十六条の二十三 法第三十五条第一項（注1）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請をする団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならない。

一 団体の名称及び主たる事務所の所在地

二 団体の代表者の氏名

三 団体の構成員が行なう事業の種類又は団体の構成員が従事する作業の種類

四 法第三十三条第三号に掲げる者の団体にあつては、同号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者の氏名、これらの者が従事する業務の内容並びに同条第四号に掲げる者の同条第三号に掲げる者との関係

五 法第三十三条第五号に掲げる者の団体にあつては、同号に掲げる者の氏名及びその者が従事する作業の内容

六 法第三十五条第一項の申請をしようとする団体（第四十六条の十八第三号（注2）に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の団体にあつては、第二号の書類の提出を必要としない。

一 定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

二 前項の規定により当該団体が定める業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類

456 （略）

（注1）一人親方等の特別加入（第二種特別加入）は、一人親方等の団体によつて行われる。  
（注2）家内労働者等については、事業主がこれらの者の業務災害の防止に関する諸措置をとることが、法令によつて義務付けられているため、一人親方等の団体が定めなければならないこととされている措置及び事項が免除されている。

「船員法第1条に規定する船員が行う事業」に従事する一人親方の団体が定めなければならないこととされている措置及び事項を免除。

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

別表第5（第23条関係）

第2種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特17	労災保険法施行規則第46条の17第5号の作業	1000分の6
特6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業	1000分の13
特5	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業	1000分の7
特4	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業	1000分の52
特3	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業	1000分の46
特2	労災保険法施行規則第46条の17第1号の事業	1000分の19
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業	1000分の14

「船員法第1条に規定する船員が行う事業」に係る  
料率を50/1,000とする。